

国民健康保険制度のお知らせ

納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。納付書・口座振替による納付は年8回です。納期内の納付をお願いします。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割 (28年中の所得に対して計算)	税率 5.60%	税率 2.25%	税率 1.70%
均等割 (国保加入者1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	54万円	19万円	16万円

※介護納付金分は、40~64歳の方が対象です。

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収	4月	28年中の所得が確定するまでは、27年中の所得で仮算定した保険税を差し引きます。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	28年中の所得が確定した後は、年間保険税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて差し引きます。
	12月	
	2月	

表3 所得による均等割の軽減

軽減割合	合計所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(49万円×被保険者数)以下

年金受給額からの差し引き
次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。
* 国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65~74歳
* 差し引きの対象となる年金の受給額が年額18万円以上
* 介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下
社会保険から後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の保険税を減免
会社の保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、65歳以上の被扶養者が新たに国保に加入した場合、均等割額が半額となり、所得割額は全額免除されます。減免措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。
非自発的失業者の保険税を軽減
会社の都合などにより65歳未満で離職し、雇用保険受給資格者証の離職理由に記載されている番号が、11、12、21、23、31、34の方は、保険税を計算すると

きの給与所得が70%軽減されます。雇用保険受給資格者証と保険証を持って、市役所保険係へ申請してください。軽減の間は、離職した日の翌日の月から翌年度末までです。
所得金額による軽減
被保険者全員と世帯主の合計所得が一定金額以下の世帯は、均等割が表3のとおり軽減されます。申請の必要はありません。
子どもの均等割を軽減(昭島市独自の軽減)
国保に加入する18歳以下ののうち、2人目の均等割額を半額に、3人目の均等割額を9割軽減します。申請の必要はありません。
ただし、所得金額による軽減の対象となる世帯は、所得金額による軽減を優先し、その軽減額が昭島市独自の軽減よりも少ない場合は、差額を減額します。なお、18歳とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方のことをいいます。
新しい高齢受給者証を送付
現在交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

前年の収入により負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。有効期限の過ぎた受給者証は、市役所保険係、東部出張所、あいぽくのいずれかへ返却してください。
限度額適用認定証と減額認定証の更新
認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要の方は、市役所保険係へ申請してください。
なお、新しい認定証の発行は7月下旬からです。
加入や脱退は届け出を
保険税は、加入手続きをした月からではなく、資格を得た月から納めていただきます。手続きが遅れた場合は、遡って納めることとなります。
また、会社などの健康保険に加入したときは、変更のあった日から14日以内に市役所保険係へ資格喪失届を提出し、国保をやめる手続きをしてください。
☆詳しくは、保険係へ。

